

## 一般社団法人 日本睡眠環境学会 名誉会員規程

一般社団法人日本睡眠環境学会の発展と、睡眠環境学の進展に貢献した個人の功労を讃えるために、名誉会員規定を設ける。名誉会員規程は以下の項目に則って運用する。

### 1. 名誉会員の資格

年齢が70歳以上で退職または非常勤職務の個人で、15年以上日本睡眠環境学会（「本学会」という。）に在籍し、本学会に顕著な貢献をしたと認められる者

### 2. 名誉会員の推薦

以下のいずれかの項目に該当する個人を、本人の承諾を得て学会理事会が名誉会員に推薦する。

- (1) 名誉会員有資格者の内、本学会の役員として、本学会に顕著な貢献をしたと認められる者（以下のいずれかの条件を満たす者）の中から、学会理事会が推薦する者。
  - ・ 会長を務めた者
  - ・ 副会長・本会役員を長年務めた者
- (2) 名誉会員有資格者の内、学会理事会が本学会の発展および睡眠環境学の進展に顕著な寄与をしたと認める者
- (3) その他、名誉会員有資格者でなくとも、学会理事会が特に推薦する者

### 3. 名誉会員の広報と資格の始期、及び会費

本学会の事業年度の終了日までに名誉会員として学会理事会が承認した個人を、その期の総会において名誉会員として会員に広報し、それ以降、名誉会員となり、以降の会費の支払いを要しない。

### 4. 名誉会員の業務

名誉会員は、本会役員及び会員の要求に応じて、本会の事業に参加し、本会事業の在り方や本会の発展について発言することができる。

### 5. 名誉会員の任期

名誉会員の任期は終身とする。また、名誉会員本人の申し出により、学会理事会の承認を経て退会とすることができる。

### 6. 名誉会員の資格の取り消し及び一時停止

- (1) 学会理事会は、名誉会員が著しく社会規範にもとる行為を行った場合、名誉会員の資格を取り消すことができる。

- (2) 名誉会員は、本人からの申し出により、名誉会員資格を一時的に停止して、正会員に復帰することができる。この場合、後に本人の申し出により、学会理事会の承認を経て、名誉会員に復帰することができる。

## 7. 本規程の改定

本規程の改定は学会理事会の議決により行う。ただし、特定の会員または名誉会員が著しく不利益となるような改定を行ってはならない。

以下 余白